

令和 8 年度農地集約化促進事業の推進方針

令和 8 年 8 月 18 日
島根県農林水産部農業経営課

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 の第 9 の 2 に基づく推進方針を以下のとおり定める。

1 重点的に推進する地域

本県では、大宗の地域が中山間地域であることから、中山間地域に重点を置いて農地集積・集約化の契機となる集落営農の組織化・法人化の気運が高まった地域、ほ場整備実施地区及び見込地区、地域の核となる新規就農者や認定農業者へ農地の集積・集約化を進める地域を中心に農地集約化促進事業を活用する。

2 推進方法

重点的に推進する地域においては、地域計画が策定されている地域で集積・集約化を推進し、農地集約化促進事業の活用につなげる。

また、担い手不在地域においても、中山間地域等直接支払交付金の協定がある地域は底上げを行って集落営農の組織化につなげることにより、将来的な農地集約化促進事業の活用を目指す。

3 推進体制

行政、農業委員会系統、J A 系統、土地改良連合会、県公社（農地バンク）が連携し、地域計画の実現に向けた取組と併せて農地バンク事業を活用した農地集積・集約化を推進することにより、農地集約化促進事業の活用につなげる。

